

佐賀県告示第 607 号

佐賀県危険な薬物から県民の命とくらしを守る条例（平成 26 年佐賀県条例第 87 号。以下「条例」という。）第 13 条第 1 項の規定により、知事監視製品を次のとおり指定し、平成 29 年 11 月 3 日から施行する。

平成 29 年 11 月 2 日

佐賀県知事 山 口 祥 義

1 知事監視製品

- (1) 次の写真に示すとおり、被包に「Gang Bang Beach」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (2) 次の写真に示すとおり、被包に「Gold knuckle」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (3) 次の写真に示すとおり、被包に「HOT DOG」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (4) 次の写真に示すとおり、被包に「jamaican island」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (5) 次の写真に示すとおり、被包に「pimpin」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (6) 次の写真に示すとおり、被包に「RABBIT EYE」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (7) 次の写真に示すとおり、被包に「BLUE Magic ICE II PLUS」と表示のある製品であって、その内容物が固形状のもの
- (8) 次の写真に示すとおり、被包に「HIGH TENSION PLUS（販売名がハイテンション puls であるものを含む。）」と表示のある製品であって、その内容物が固形状のもの
- (9) 次の写真に示すとおり、被包に「Anul e б yT（販売名が Anul e б yT

- (アナル Oex) であるものを含む。) 」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (10) 次の写真を付して「Blizzard (吹雪)」の名称で販売される製品であって、その内容物が液体のもの
- (11) 次の写真を付して「DICE H (dice hand)」の名称で販売される製品であって、その内容物が液体のもの
- (12) 次の写真に示すとおり、被包に「Dorothy VTC PLUS」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (13) 次の写真に示すとおり、被包に「HIBIKI 響 BLACK (販売名が響 BLACK であるものを含む。) 」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (14) 次の写真に示すとおり、被包に「JET 6」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (15) 次の写真に示すとおり、被包に「KISS (販売名が nine kiss であるものを含む。) 」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (16) 次の写真に示すとおり、被包に「Mash up」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (17) 次の写真に示すとおり、被包に「Party Attack」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (18) 次の写真に示すとおり、被包に「Pure Drop」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (19) 次の写真に示すとおり、被包に「Sea Side Lover」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (20) 次の写真に示すとおり、被包に「Southern Cross」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの

- (21) 次の写真に示すとおり、被包に「Spice Queen」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (22) 次の写真に示すとおり、被包に「TOPAZ」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (23) 次の写真に示すとおり、被包に「逆アナル専」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (24) 次の写真を付して「ドライオーガズム2」の名称で販売される製品であって、その内容物が液体のもの
- (25) 次の写真に示すとおり、被包に「ハードアナル」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (26) 次の写真を付して「合法リキッド」の名称で販売される製品であって、その内容物が液体のもの
- (27) 次の写真に示すとおり、被包に「熱闘校子援」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (28) 次の写真に示すとおり、被包に「白液だらだら」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (29) 次の写真に示すとおり、被包に「野獣」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (30) 次の写真に示すとおり、被包に「恋華」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (31) 次の写真に示すとおり、被包に「AGEHA 淫 PLUS」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの
- (32) 次の写真に示すとおり、被包に「AGEHA 乱 PLUS」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの
- (33) 次の写真に示すとおり、被包に「Ascension」と表示のある製品であ

って、その内容物が粉末のもの

(34) 次の写真に示すとおり、被包に「Big Wave」と表示のある製品であつて、その内容物が粉末のもの

(35) 次の写真に示すとおり、被包に「Demon」と表示のある製品であつて、その内容物が粉末のもの

(36) 次の写真に示すとおり、被包に「Geek X」と表示のある製品であつて、その内容物が粉末のもの

(37) 次の写真に示すとおり、被包に「Sex island」と表示のある製品であつて、その内容物が粉末のもの

(38) 次の写真に示すとおり、被包に「SPIRAL E」と表示のある製品であつて、その内容物が粉末のもの

(39) 次の写真に示すとおり、被包に「SPIRAL S」と表示のある製品であつて、その内容物が粉末のもの

(40) 次の写真に示すとおり、被包に「SPIRAL X」と表示のある製品であつて、その内容物が粉末のもの

(41) 次の写真に示すとおり、被包に「アナルパウダー」と表示のある製品であつて、その内容物が粉末のもの

(42) 次の写真に示すとおり、被包に「セックスパウダー」と表示のある製品であつて、その内容物が粉末のもの

(43) 次の写真に示すとおり、被包に「熱帯夜 Fusion 8」と表示のある製品であつて、その内容物が粉末のもの

(44) 次の写真に示すとおり、被包に「濃密絶頂タイム（販売名が濃密絶頂タイム（パウダー）であるものを含む。）」と表示のある製品であつて、その内容物が粉末のもの

（「次の写真」は、省略し、その写真を佐賀県健康福祉部薬務課に備え置

いて、及び佐賀県ホームページにおいて縦覧に供する。)

2 指定の理由

条例第2条第7号に掲げる薬物に該当し、吸入、摂取その他の方法により身体に使用されるおそれがあると認められるため